

## 近江八幡市広告入り健康ガイドブック 仕様書

### 1. 概要

健診（検診）、予防接種、乳幼児健診、母子保健サービス等の情報提供を目的として、企業等の広告（以下「広告」という。）を含む市民向けの冊子「近江八幡市広告入り健康ガイドブック」（以下「健康ガイドブック」という。）を近江八幡市（以下「市」という。）と協働発行业者（以下「事業者」という。）で発行する。

### 2. 発行時期 令和8年3月（予定）

### 3. 規格等

- (1)作成予定部数 32,200部（戸別配布 30,400部 転入者用 1,800部）
- (2)規格 A4版  
フルカラー
- (3)紙質 事業者提案による
- (4)製本 事業者提案による
- (5)主な内容 健康・保健に関する情報（健（検）診、予防接種、乳幼児健診、母子保健サービス等）  
広告
- (6)広告掲載 全紙面に対する広告の割合は40パーセント以下とする。  
近江八幡市広告事業実施要綱を遵守するものとする。
- (7)その他 環境への配慮をすること。

### 4. 作成方法及び役割分担

- (1) 市は事業者健康ガイドブックの作成に必要な行政情報をデータ及び手書き原稿等で提供する。
- (2) 事業者は健康ガイドブックの作成に必要な行政情報以外の情報収集、健康ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納入を行う。その際、企画、編集については、市と十分協議し、市の承認を得ることとする。
- (3) 行政情報は、近江八幡市域及びその他市が指定する範囲の地域の情報とする。詳細は、協議の上決定するものとする。
- (4) 事業者は、健康ガイドブックに広告を掲載できるものとする。また、広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。

### 5. 作成経費

健康ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納入にかかる費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。また、広告募集にかかる物品や書類等についても全て事業者で負担し、市は一切の準備物の用意及び手続は行わないものとする。

## 6. 納入方法

- (1) 事業者は発行した健康ガイドブックを無償で市が指定する場所に一括納入するものとする。
- (2) 納品時に広告部分を除いた全ページをPDF形式に変換した電子ファイルを納品する。

## 7. 著作権

企画案に基づき作成された成果物のうち、行政情報に関する著作権は市に帰属する。

## 8. 広告

事業者の広告掲載については、市が内容の確認を行う。その内容が健康ガイドブックに適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更するものとする。

## 9. その他

- (1) 形状、色、広告内容等の冊子の仕様については、事前に市と十分に協議すること。
- (2) 文字校正2回以上及び色校正1回以上を完了し、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3) 行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。行政情報以外に関しては事業者が責任を負い問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。
- (4) 市からの提供情報については市が、それ以外の情報については事業者が著作権を持つ。市が著作権を持つページについては、市ホームページに掲載するため、PDF形式にてデータ納品すること。
- (5) 提供された冊子及びPDFについては、事業者の許可を得て市にて無償で活用できることとする。
- (6) 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- (7) 協働発行业務に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように務めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (8) 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定するものとする。